

# 第4次清瀬市子供読書活動推進計画（案）

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

清瀬市

## 目次

<b>第1章 「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」の成果と課題</b>	1
1 地域や家庭による取組	1
2 学校による取組	3
3 図書館による取組	5
<b>第2章 「第4次清瀬市子供読書活動推進計画」の基本的な考え方</b>	8
1 計画の目的	8
2 計画の位置づけ	8
3 計画の対象	8
4 計画の期間	8
<b>第3章 「第4次清瀬市子供読書活動推進計画」の具体的な取組</b>	9
1 地域や家庭による取組	10
2 学校による取組	14
3 図書館による取組	17
<b>資料</b>	
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	21
資料2 第4次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会実施要綱	23
資料3 第4次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会委員名簿	24
資料4 会議の経過について	25
資料5 読書に関するアンケート	26
資料6 各公共施設の図書の所蔵状況	36
資料7 取組一覧	40

## 第1章 「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」の成果と課題

清瀬市は、平成31年3月に「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」を策定し、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画として、子供の読書推進のための事業に取り組んできました。おおむね計画通り実施しましたが、令和2年度から令和3年度にかけては、新型コロナウィルス感染症の影響により、中止や縮小をした事業もありました。そこで令和5年度末に第3次計画の実施期間を令和7年度までに延長し、それまでの事業を見直しながら継続して計画を実行しました。

今回「第4次清瀬市子供読書活動推進計画」を策定するにあたり、第3次計画による成果と課題を検証しました。

### 1 地域や家庭による取組

#### （1）公立保育園による取組

公立保育園では、保育士が日常の保育の中で、園児の年齢に応じて絵本の読み聞かせを行っています。乳児には対面や保育士の周りに集まらせ、幼児には全員が集まる時間を設定し、絵本や紙芝居を読み聞かせています。この活動を通して子供は言葉を覚え、文字に興味が出てくるなど語彙力や表現力の向上がみられます。

乳児には保育士の管理により、子供の成長に応じて、絵本の取り扱い方を教えています。自ら絵本を楽しめるようになると、乳児クラスには絵本ラックを、園児クラスには絵本コーナーを設けています。子供が自由に絵本を選ぶことができ、絵本に興味をもつようになっています。人気のある絵本は傷んでしまうため、修理をしながら提供していますが、絵本の入れ替えや更新が課題になっています。

#### （2）学童クラブによる取組

学童クラブでは、夏休みなどの長期休業中、午後の休息時間やおやつ前後の落ち着いた時間を活用し、職員が絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しています。この活動を通して、子供たちの語彙力や表現力、集中力の向上がみられ、物語への共感や感情の共有を通じて、豊かな心の育成にもつながっていますが、読み手のスキルの向上が課

題になっています。

また、子供が日常的に本に触れられる環境づくりの一環として、各施設の現状に応じた図書コーナーを設置、活用を継続しています。子供の年齢層に配慮し、蔵書のジャンルや配置方法を工夫することで、読書活動がより親しみやすいものとなっています。図書コーナーを常設することで、自発的にページを開く姿が増え、読書が生活の一部として定着する様子がみられます。

普段の蔵書ではそろえにくいジャンルや学年別の本は、市立図書館からの団体貸出を通じて定期的に提供しています。子供が新しいジャンルの本と出会う機会が増え、読書の幅が広がっていますが、発達の段階や関心が多様な高学年向けの本のなかには、子供に一度も読まれずに返却される本が一部みられるため、選書が課題となっています。

### （3）児童センターによる取組

児童センターでは、職員による絵本の読み聞かせや遊びを含む活動を定期的に実施しています。定期的な取り組みにより、乳幼児の読書習慣が芽生え、家庭での読み聞かせのきっかけになっている事例も多く、言葉の発達や親子のふれあいの充実につながっています。

また、乳幼児とその保護者が日常的に絵本に触れられるよう、定期的に市立図書館からの団体貸出を活用し、絵本等を常設する図書コーナーを設けています。この図書コーナーは、自由に本を選ぶことができる親しみやすい読書空間として整備されており、静かで落ち着ける環境を提供しています。子供の読書意欲を高めるための工夫として、読書の記録や達成感を伴うスタンプ手帳を作成するなど、楽しみながら読書を習慣化する環境づくりを検討してきました。子供の発達の段階に合った図書の選定と、定期的な入れ替えや状態管理が難しく、課題となっています。

### （4）つどいの広場による取組

子ども家庭支援センターでは、就学前の親子が一緒に遊べる場所として、市内6カ所（下宿・野塩・竹丘地域市民センター、清瀬けやきホール、ころぼっくる、梅園ウイズアイ）につどいの広場を設置しています。梅園以外のつどいの広場では、スタッフや、図書館読み聞かせボランティアによる読み聞かせを実施しています。

また、各つどいの広場には、ボランティアに加えて保護者も読み聞かせを行い、子

供が選んで眺めるための絵本を置いています。令和7年度からは、市内3カ所（下宿・野塩・竹丘）のつどいの広場に、市立図書館から借用し定期的に入れ替える、絵本と紙芝居の本棚を「おなが文庫」として設置しています。

つどいの広場は、乳児と保護者が地域へ出していくきっかけとして大きな役割を担っており、子育てサービスなどの情報を発信するとともに、絵本に触れるきっかけにもなっています。つどいの広場で絵本に興味を持ってもらい、その場で市立図書館の「おうち図書館」（宅配サービス）を活用した貸出しにつながるような声かけにも取り組みます。

## 2 学校による取組

### （1）学校図書館図書整備計画による取組

市内小・中学校では、文部科学省が定めた学校図書館図書標準を上回る蔵書数を目標とし、整備を進めてきました。令和7年3月現在では、小学校、中学校ともにおおむね充足することができています。

### （2）学校図書館運営支援員による取組

清瀬市では、学校図書館の運営整備のために、学校図書館運営支援員を市内小・中学校に1名ずつ配置しています。司書教諭や学校図書館運営支援員を中心にして、学校図書館の図書の収集、整理、除籍や読書相談を実施しています。各学校では、傷みがひどく修復できない本のほか、情報が古くなったもの、時代にそぐわないものは、除籍し、計画的に新たな図書も購入しながら、順次入れ替えを行っています。ただし、一部除籍すべき図書が残っている学校もあり、課題と捉えています。

小学校では、学校図書館運営支援員の個別的な支援により、個々の子供に読みたい本を提供することで読書に導き、習慣化を図っています。中学校では、学校図書館運営支援員による環境整備や読書相談等に加えて、学校図書館の運営に生徒を参加させる仕組みも整えています。また、朝読書など読書の時間も確保しながら、読書の大切さや意義の理解、主体的に本と関わる態度の育成を図っています。

さらに、ボランティアや地域の方と協働し、季節や行事に合わせた壁面装飾やお勧め本紹介メッセージの展示、読み聞かせ、しおりのプレゼントなども行っており、学校図書館を訪れる児童・生徒の興味・関心を高める取り組みを進めることができます。

ます。

### （3）市立図書館との連携による取組

市内小学校では、市立図書館と連携し、各学級で読むための本の団体貸出、授業で活用する本の学習貸出を利用して、学校図書館の蔵書では足りない部分を補っています。学習貸出では、学習時期が各学校で重なるため、貸出時期の調整が検討課題になっています。

市内中学校では、市立図書館と連携し授業で活用する本の学習貸出を利用していますが、希望の分野の冊数が少ないため、冊数を増やすことが課題になっています。

令和7年度より、市内小学校を対象に、図書館利用カードを作成、配付し、学校を「おうち図書館」の受け取り、返却場所とする取り組みを始めました。児童は学校にいながら市立図書館の本を取り寄せることができ、読書の機会を増やすことができています。今後、市内小中学校全校での実施を予定しています。

また、市立図書館が令和3年度から開催している「図書館を使った調べる学習コンクール」に、毎年、全校が参加しています。年々応募数が増加するとともに質的な向上も図られ、児童・生徒の学習意欲や、思考力、判断力、表現力、課題解決力などが高まっています。

### （4）読書活動の取組

小学校では、教育委員会で作成した「清瀬の100冊」（小学校版「本はともだち」）を活用し、毎年「清瀬の100冊読書感想文コンテスト」を実施しています。また、各々が紹介したい本の魅力を伝える「ビブリオフォーラム」は、令和6年度までは小学生から高校生までの代表者が参加していましたが、令和7年度からは中学生を対象に開催しています。これらの取り組みは、読書によって得た感動を他者に伝える活動を通して、読書に対する興味・関心を高めることを目的としています。



小学生版



中学生版

### 3 図書館による取組

#### （1）資料収集事業による取組

図書館では、蔵書構成や各図書館の要望、出版情報も活用しつつ、児童書やヤングアダルト本の選書をしています。学習貸出で依頼の多い分野については、各学校の希望冊数に対応できるように購入するなど、児童・生徒を対象とする本の充実に努めています。

図書館に来館していない子供や、デジタル機器のほうが利用しやすい世代に向けて、令和4年4月より電子書籍の貸出しを始めました。児童書の蔵書数は令和7年度現在1,400冊程度になっています。また、本を読むことに支援が必要な子供のために、点字付き絵本やレブック<sup>1</sup>を購入しています。子供の要望に合った選書が課題です。

#### （2）ブックスタート事業による取組

極力早い時期から絵本に親しんでもらうために、乳幼児親子に対してブックスタート事業を実施しています。3～4か月児健康診査の受診者には絵本を、1歳6か月児健康診査の受診者にはブックリストを配付し、ブックスタートの意義や図書館の活用法を伝えています。乳児健康診査の受診者を対象とすることで、市内の0～1歳児全てに働きかけができます。

また、図書館読み聞かせボランティアと協働で、つどいの広場で月に1～2回、読み聞かせを実施しています。この取り組みを通して、絵本に興味をもつきっかけを作り、保護者に絵本の読み方や紹介を行っています。活動後も図書館利用や家庭での読

<sup>1</sup> 知的障害や学習障害のある方、日本語学習中の方など、通常の活字図書の利用が難しい方でも理解しやすいように作られた本

み聞かせを継続してもらうための工夫が必要です。

各図書館には保護者が絵本を選びやすいように0・1・2歳向け絵本コーナーを設置しており、多くの利用と貸出しの状況がみられます。今後インターネットを利用した本の紹介も検討します。

### （3）児童サービス事業による取組

主に幼児から小学生までを対象に様々な事業を行っており、各図書館では、毎週、図書館職員が絵本や紙芝居の読み聞かせを行う「おはなしのじかん」を実施しています。他にも、「子ども読書の日」や学校の長期休業期間に図書館職員による読み聞かせ、科学遊び、工作などを行う「図書館子ども会」を年3回実施してきました。令和元年度からは多摩六都科学館との連携事業として実施し、令和6年度までに4回開催しました。毎年、10月の読書週間には「子ども読書スタンプラリー」を実施しています。期間中にスタンプを集めると、認定証や記念品がもらえる取り組みです。いずれも幼児から小学校低学年までの参加が多いものの、中、高学年の参加が少ないことが課題です。

利用が少ない中高生の読書に対する興味を高めるために、10代の子供向けの資料を集めたティーンズコーナーを設置しています。また、中学生向けにお勧め図書や読書・図書館に関するコラムを掲載した「Teen's Joy」を発行し、学校図書館に掲示してもらうよう市内中学校に配付しています。中高生の利用は一部に限られているため、利用拡大の工夫が必要です。

### （4）学校や各施設との連携による取組

学校や児童関連施設（公立保育園、学童クラブ、児童センター、つどいの広場）に対して、団体貸出やリサイクル図書の提供により支援しています。特に学校の授業で使用する図書の学習貸出の要望が増え、貸出し数が増加しています。同時期に同じテーマの図書の依頼が集中することがあるため、それに対応できる資料の収集が課題になっています。

また、図書館職員が市内小学校を訪問し、2年生を対象にブックトークや図書館の紹介を行い、児童に読書や図書館の魅力を伝えています。図書館への来館を促すだけでなく、インターネットでの予約についても紹介するなど、プログラムの再検討が必要になっています。

令和3年度より、公益財団法人図書館振興財団が主催する「図書館を使った調べる学習コンクール」に毎年参加しています。生活の中で疑問に思ったことに関し、学校図書館や市立図書館で調べ、調べた内容をまとめて提出する取り組みにより、児童・生徒の学習意欲や思考力・判断力・表現力、本を使って調べる力の向上を図っています。本に書かれたことをまとめただけの作品も多くみられるため、自分の考えを自分の言葉で表現できるよう、さらなる充実に向けた学校との連携が課題です。

## 第2章 「第4次清瀬市子供読書活動推進計画」の基本的な考え方

### 1 計画の目的

清瀬市の子供たちが、より一層読書に興味をもち、進んで読書活動に取り組めるように、読書の楽しさ大切さを伝え、本に出会うための環境の整備や施策の推進に努めることを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

(1)「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)に基づき、清瀬市における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示した「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」(平成31年3月発行、令和6年1月改訂)の成果と課題を検証し、発展させた計画とします。

(2)国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)及び、「第四次東京都子供読書活動推進計画」(令和3年3月)を基本とし、「第5次清瀬市長期総合計画」(令和8年3月)及び、「第3次清瀬市教育総合計画マスタープラン」(令和8年3月)を踏まえた施策であり、子供の読書活動推進に関する総合的な計画とします。

### 3 計画の対象

計画の対象年齢は、0歳からおおむね18歳までとします。

### 4 計画の期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

### 第3章 「第4次清瀬市子供読書活動推進計画」の具体的な取組

子供の読書の量と質の向上は、大人になってからも大きな影響をもたらす重要な課題です。読書は知識を増やし想像力を養うだけでなく、人間としての豊かな感性や言葉の力を育みます。

近年、スマートフォンの普及や学校でのタブレットの活用などデジタル化が進み、デジタル社会に対応した読書環境の整備が必要になってきています。市立図書館では電子書籍を購入していますが、児童・生徒向けの作品を充実させるとともに、支援が必要な子供へのデジタル資料の活用も検討が必要です。インターネットで調べることが多くなってきていますが、関連する本を自分で選び、考えをまとめる調べ学習は、社会で生きていくために必要な問題解決力や思考力、判断力、表現力を育みます。それぞれの媒体の特徴を知り、目的に応じて活用を図っていくことが必要です。「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施にあたり、保護者や教職員、図書館職員からの児童・生徒への働きかけが重要になっています。

地域、学校、図書館の連携も今後ますます重要になります。学校図書館の地域開放が始まり、保護者や地域の未就学の親子などが、学校図書館を活用できるようになっています。令和7年度より市立図書館では、市内在住者対象に貸出図書を自宅へ配達する「おうち図書館」（宅配サービス）を始めました。市内小学校の児童に図書館利用カードを作成、配付し、宅配サービスを利用した児童が学校で本を受け取り、返却できる仕組みを整えています。このことにより、図書館に来館していない子供や今まで本に触れる機会のなかった子供に対する読書促進を図っています。今後、中学生へのカードの配付とともに、つどいの広場や児童センターへの展開を検討します。

各施設では絵本や図書コーナーを設置しています。図書館の団体貸出やリサイクル図書を活用し、蔵書の入れ替えや足りない分野の補充をしていますが、高学年向けの図書の選定や定期的な除籍が難しい状況にあります。また職員の読書活動に対する意識や知識、読み聞かせスキルにより、活動内容に差が出ており、職員の育成が必要になっています。加えてボランティアや地域の方と協働で実施している事業も多くみられます、人材の確保が課題になっています。

## 1 地域や家庭による取組

### (1) 公立保育園による取組

公立保育園では、保育士が乳幼児の成長の段階や興味・関心に応じた絵本を選び、読み聞かせを実施しています。この取り組みを通して絵本に親しみ、読書の楽しさを伝えるとともに、子供の語彙力や認知能力の向上、社会性や感情表現の発達、創造力や想像力の育成を図ります。

また、家庭での読み聞かせは保護者と子供のコミュニケーションを図ることができ、子供の心の成長につながります。読み聞かせを家庭でも継続できるよう、保護者に働きかけます。

乳児には、保育士の管理により発達の段階に応じた絵本の扱い方を指導します。自分で絵本を読めるようになる幼児クラスには、絵本コーナーを設け、園児がいつでも本に触れられ、読書の楽しさを感じられる環境を整えます。発達の段階に応じた様々な絵本を揃え、入れ替えや更新を行います。

① 読み聞かせ	所管	子育て支援課	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>保育士が年齢に応じた絵本の読み聞かせを行うことで、子供の語彙力や表現力、想像力等の向上を図る。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>保育士による読み聞かせの実施</li></ul>			

② 図書コーナーの整備	所管	子育て支援課	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>園児がいつでも本に触れられ、読書の楽しさを感じられるような読書環境を整える。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>年齢に応じた図書コーナーの設置</li></ul>			

## (2) 学童クラブによる取組

学童クラブでは、いつでも本を読むことができる身近な場所として図書コーナーを整備しています。施設の実情に応じて、児童が落ち着いて読書に親しめるよう、閲覧スペースの確保や図書の入れ替えを行っています。市立図書館との連携により、おおむね2か月に一度、団体貸出を通じて図書の入れ替えを行い、内容を充実させています。児童の多様な興味・関心や発達の段階に応じ、幅広いジャンルから選定しています。今後は高学年向けや読書活動の推進につながるテーマ本の導入も進め、児童が自ら本に親しみ、興味の幅を広げられるよう支援します。

また、上級生が下級生に読み聞かせを行う取り組みも定着しており、異学年交流や思いやりの心を育む良い機会となっています。今後も指導員による絵本や紙芝居の読み聞かせを継続的するとともに、読み手のスキルの向上を図ります。

これらの取り組みを通じ、学童クラブでは「読書を身近に感じる日常的な環境づくり」「読書を通じた児童の心の成長・交流の促進」を目指していきます。引き続き、市立図書館との連携を深め、児童一人ひとりが読書を楽しみながら心豊かに成長できるよう支援します。

① 市立図書館との連携による図書の貸出 活用	所管	生涯学習 スポーツ課	継続・ 充実
<p>〈事業内容〉</p> <p>児童の多様な興味・関心や発達の段階に応じ、学童クラブ内の図書コーナーの充実を図る。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市立図書館との連携による団体貸出を通じた図書の入れ替え (2か月に1度)</li></ul>			

② 読み聞かせ活動の継続と発展	所管	生涯学習 スポーツ課	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>読書を通じた交流の場づくりを進めるとともに、子供たちが自ら読書に関心をもち、表現する喜びを感じられるように支援する。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指導員による絵本や紙芝居の読み聞かせ (毎日～週3回)</li></ul>			

③ 図書コーナーの整備と読書環境の充実	所管	生涯学習 スポーツ課	継続
〈事業内容〉			いつでも本を読むことができ、落ち着いて読書に親しめる環境を整える。
〈事業例〉			・図書コーナーの整備と閲覧スペースの確保

### (3) 児童センターによる取組

児童センター内には、絵本や児童書に親しめるコーナーを設置し、本と出会える場を提供しています。乳幼児が自由に絵本を読み、親子でゆったりと過ごせる空間づくりを進めるとともに、年齢や発達の段階に応じた絵本の充実を図ります。家庭でも読書活動が広がるよう、おすすめ絵本の紹介や貸出案内など、利用者への情報発信にも取り組みます。

また、地域で活動する子育て支援団体、市立図書館などと連携し、子供の読書習慣を育む環境づくりを推進します。

児童センターでは引き続き、「乳幼児期からの読書習慣の形成」「地域と連携した継続的な読み聞かせ活動の推進」「親子が本を通して触れ合う温かな場づくり」を基本方針として取り組みます。

① 乳幼児からの読書環境づくりの推進	所管	生涯学習 スポーツ課	継続
〈事業内容〉			家庭以外でも本と出会える場を提供し、家庭での読書活動につなげる。
〈事業例〉			・児童センター内に絵本や児童書に親しめるコーナーを設置

② 地域との協働による読書活動の拡充	所管	生涯学習 スポーツ課	新規
〈事業内容〉			
地域と連携して、子供の読書習慣を育む環境づくりを推進する。			
〈事業例〉			
・図書館や他の児童施設と協力した読書関連イベントや絵本講座などの実施			

#### (4) つどいの広場による取組

各「つどいの広場」では、保護者が子供に読み聞かせを行ったり、子供が選び触れることができたりする絵本を常に置いています。

令和7年度から、市立図書館の本を下宿、野塩、竹丘のつどいの広場に貸し出し「おなが文庫」として設置して、定期的に入れ替えをしています。文庫の絵本や紙芝居は眺めたり使用したりすることができ、借りたい方には「おうち図書館」の案内をしています。清瀬けやきホール内の「つどいの広場」は元町こども図書館と隣接しており、絵本をすぐに借りられる環境にあります。ころぼっくる内の「つどいの広場」については、今後、図書スペースを整備します。

これらの取り組みは、子供がどのような絵本に興味があるのかを保護者が知り、読み聞かせを行うきっかけを作り、絵本を通じた親子関係のつながりを促進します。つどいの広場で絵本に興味を持ってもらい、その場で市立図書館の「おうち図書館」(宅配サービス)を活用した貸出しにつながるような声かけにも取り組みます。

① 「つどいの広場」での読み聞かせ	所管	子ども家庭支援センター	継続
〈事業内容〉			
「つどいの広場」のスタッフが読み聞かせをすることで、子供と保護者が自然に絵本に触れるきっかけを作る。			

② 「つどいの広場」での読書環境の整備	所管	子ども家庭支援センター	継続
〈事業内容〉			
「つどいの広場」に絵本などを置き、子供と保護者が自然に絵本に触れるきっかけを作る。			

③ 「つどいの広場」での読み聞かせ	所管	子ども家庭支援センター	継続
〈事業内容〉			
「つどいの広場」のスタッフが読み聞かせをすることで、子供と保護者が自然に絵本に触れるきっかけを作る。			

## 2 学校による取組

学校においては、教職員や学校図書館運営支援員に加え、学校運営協議会委員をはじめとした地域の方々との協働により、学校図書館の環境整備を進めています。それとともに、学校図書館の地域開放を実情に応じて実施することで、児童・生徒のみならず、地域の方々に対する環境整備と活用の充実を図ることで、多くの本との出会いを創出します。子供が興味のあるテーマの本や調べ学習に活用する本を収集し、傷みがひどく修復できない本のほか、情報が古くなったもの、時代にそぐわないものは除籍し、買い替えを行います。また、本の宅配サービス等による市立図書館との連携を通して、読書や学習の機会を拡充するほか、令和7年度に指定した読書活動研究実践校の成果を横展開することで、児童・生徒の読書の量と質の向上を図ります。

読書活動を通して、他者の考え方や感情、多様な価値観などに触れることは、共感性や想像力等を育む貴重な機会となります。「読書感想文コンテスト」「ビブリオフォーラム」「図書館を使った調べる学習コンクール」等の事業を継続して実施します。

① 学校図書館図書整備計画による取組	所管	教育企画課	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>文部科学省が定めた学校図書館図書標準を上回る蔵書数を目標とし、学校ごとに特色ある蔵書構成を実現する。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校図書館の蔵書の整備</li></ul>			

② 学校図書館運営支援員による取組	所管	教育指導課	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>学校図書館運営支援員が、教員やボランティアと連携して学校図書館を運営管理し、調べ学習への活用や読書の習慣化を図る。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・図書の収集、保存、除籍</li><li>・学校図書館の整備（書架づくり、壁面装飾等）</li><li>・読書相談の実施</li></ul>			

③ 地域との連携	所管	教育指導課 公立小中学校	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>保護者や地域からボランティアを募り、協働して読書活動の推進を図る。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアによる書架整理、図書修理、読み聞かせ、装飾</li><li>・学校の実情に応じた学校図書館の地域開放やイベントの開催【新規】</li></ul>			

④ 読書活動の取組	所管	教育指導課 公立小中学校	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>児童や生徒が読書に親しみ、読書を通じた自己の思いを表現する機会を作る。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝読書の実施</li> <li>読書習慣、読書循環の実施</li> <li>「清瀬の100冊」を活用した読書感想文コンテストの実施（小学校）</li> <li>生徒が本の紹介をし合う「ビブリオフォーラム」の実施（中学校）</li> </ul>			

⑤ 学校図書館システムによる取組	所管	教育指導課 公立小中学校	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>学校図書館システムを活用して蔵書の管理や利用傾向の把握を行い、資料の収集や読書相談に反映させる。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料情報データベースの作成</li> <li>各種統計データの分析</li> </ul>			

⑥ 市立図書館との連携	所管	公立小中学校	継続
<p>〈事業内容〉</p> <p>市立図書館との連携により、学校図書館の蔵書で足りない部分を補い、読書を楽しむ機会を増やすとともに、授業における活用を広げる。</p>			
<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学級で読む図書を2ヶ月に1回市立図書館より借用（団体貸出）</li> <li>授業で使用するテーマの図書を市立図書館より借用（学習貸出）</li> <li>児童・生徒が市立図書館の利用カードを作成し、図書を予約して学校へ宅配【新規】</li> </ul>			

⑦ 調べ学習の促進	所管	教育指導課 公立小中学校	新規
〈事業内容〉			
自分で本を選び、考えをまとめる調べ学習を促進することにより、問題解決力を育む。			
〈事業例〉			
・図書館を使った調べる学習コンクールへの参加			

### 3 図書館による取組

図書館では、乳幼児から中高生まで、年齢に応じた資料の収集と読書推進事業を行っています。乳幼児と保護者にはブックスタート事業、幼児から小学生には児童サービス事業を実施し、学校や児童関連施設との連携や支援により、図書館来館者だけでなく、市内の子供に対して包括的に取り組みます。令和8年2月より開館の南部図書館では、複合施設である児童館や公園で遊ぶ子供や公園を訪れた市民の方々に、本への出会いを提供します。

令和7年4月より、市内在住者の自宅へ貸出図書を配送する「おうち図書館」(宅配サービス)を実施しています。この「おうち図書館」を活用し、公立小学校の全児童に図書館利用カードを作成、配付し、希望者には図書館資料を学校や家庭へ宅配するサービスを提供しています。今後、配付の対象を中学生にまで拡大するなど、子供たちが読書に親しむきっかけをさらに増やし、図書館を通じて子供の読書習慣の促進と学びの充実を支援します。

① 資料収集事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
子供が読書を楽しみ、読解力やリテラシーを身に付けるための資料収集を行う。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から高校生まで各年齢の要望に合った新刊書を購入</li> <li>・利用が多く汚損・破損した図書の差し替え</li> <li>・児童向け電子図書の追加購入 【新規】</li> </ul>			

② ブックスタート事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
乳幼児期から本に親しめるように、保護者に対し家庭での読み聞かせを働きかける。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診での絵本配付（毎月）</li> <li>・1歳6か月児健診でのブックリスト配付（毎月）</li> <li>・読み聞かせボランティアによるつどいの広場での読み聞かせ（月1～2回）</li> <li>・読み聞かせボランティアの育成</li> </ul>			

③ 児童サービス事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
子供が本に興味をもつきっかけを作り、図書館利用の促進を図る。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃん絵本コーナー、児童向け図書展示コーナーの設置と利用促進の事業の実施</li> <li>・各図書館で絵本や紙芝居の読み聞かせを実施（毎週）</li> <li>・季節ごとに、工作や科学遊びと読み聞かせを組み合わせた子ども会を開催（年3回）</li> </ul>			

④ 読書活動や図書館の利用がしにくい子供への取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
本を読むことや、図書館利用に特別な支援の必要な子供も読書を楽しめる環境を整備する。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字絵本、大活字本、ＬＬブックなど多様な形態の図書を収集</li> <li>・特別支援学校での読み聞かせ</li> </ul>			

⑤ 図書館広報事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
本の紹介や図書館サービスの広報を行うことで、図書館に対する理解を深め利用促進を図る。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2年生を対象にブックトークや図書館の紹介を行う（学校訪問） (各校年1回)</li> <li>・小学生向け図書館だよりの発行（年3回）</li> <li>・中学生向けブックリスト「Teens Joy」の発行（年4回）</li> </ul>			

⑥ 学校支援事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
小中学校での授業や読書活動に対し支援を行う。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がクラスで読む図書を2ヶ月に1回貸出（団体貸出）</li> <li>・授業で使用する図書の貸出（学習貸出）</li> <li>・小学校の施設見学・職場訪問の受入</li> <li>・中学校の職場体験の受入</li> </ul>			

⑦ 児童関連施設支援事業による取組	所管	図書館	継続
〈事業内容〉			
保育園、学童クラブ、児童館、つどいの広場など児童関連施設における読書活動に対し支援を行う。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体貸出（2ヶ月に1回）</li> <li>・リサイクル図書の提供（年1回）</li> </ul>			

⑧ 読書や学習機能の拡充	所管	図書館	新規
〈事業内容〉			
小中学校に働きかけ、子供の図書館利用と読書習慣の促進を図り、学習の機会を拡充する。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館を使った調べる学習コンクールの開催</li> <li>・新小学1年生、新中学2年生、3年生へ図書館利用カードを発行</li> <li>・児童・生徒が予約した図書を学校へ宅配</li> </ul>			

⑨ ティーンズサービスの拡充	所管	図書館	新規
〈事業内容〉			
中高生の興味・関心に合わせた資料収集や事業を開催し、利用促進を図る。			
〈事業例〉			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーンズコーナーの設置</li> <li>・ティーンズ図書委員会（ボランティア）の運営</li> </ul>			

## 資料

### 〈資料1〉 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

#### （目的）

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）

を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ＜資料2＞第4次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会実施要綱

### （目的）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき第4次清瀬市子供読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、第4次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を実施する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、読書活動推進計画の策定に関する事項について検討する。

### （構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- （1）福祉子ども部子育て支援課 課長
- （2）福祉子ども部子ども家庭支援センター センター長
- （3）教育部教育指導課 統括指導主事
- （4）教育部生涯学習スポーツ課 課長
- （5）清瀬市校長会 校長
- （6）図書館協議会委員
- （7）教育部図書館 館長

### （任期）

第4条 委員の任期は、第2に掲げる任務が終了するまでとする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は図書館長をもって充て、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求める、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

<資料3>第4次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会委員名簿

	所	属	氏名
1	福祉子ども部	子育て支援課長	山本 晋也
2	福祉子ども部	子ども家庭支援センター長	上垣 真人
3	教育部	教育指導課教育支援担当課長兼 統括指導主事	宮野 将史
4	教育部	生涯学習スポーツ課長	山田 能久
5	清瀬第十小学校	校長	鈴木 竜二
6	図書館協議会委員		古川 玲子
7	教育部図書館	図書館長	山口 由希

#### ＜資料4＞ 会議の経過について

第1回 令和7年9月2日（火） 書面開催

- (1) 計画策定までのスケジュール
- (2) 第3次清瀬市子供読書活動推進計画の成果と課題

第2回 令和7年10月9日（木） 清瀬市役所 会議室2－4

- (1) 第3次清瀬市子供読書活動推進計画の検証結果について
- (2) 第4次清瀬市子供読書活動推進計画の構成について
- (3) アンケートの内容について

第3回 令和7年11月14日（金） 清瀬市役所 会議室2－5

- (1) 第4次清瀬市子供読書活動推進計画の取組について
- (2) アンケートの内容と実施時期について

第4回 令和7年12月9日（火） 書面開催

- (1) 第4次清瀬市子供読書活動推進計画の素案確認
- (2) アンケートの集計結果と巻末資料の確認

## <資料5> 読書に関するアンケート

市内の子供の読書傾向を把握するため、読書に関するアンケートを実施しました。この結果を精査し、今後の第4次清瀬市子供読書推進計画に役立てていきます。

1 実施期間 令和7年1月18日（月）～1月24日（月）

2 対象

- (1) 小学生（市立小学校全校で実施）
- (2) 中学生（市立中学校全校で実施）
- (3) 未就学児の保護者（図書館来館者に実施）

3 回答数

- (1) 小学生 2,402人
- (2) 中学生 981人
- (3) 未就学児の保護者 96人

4 アンケート集計結果

(1) 小学生

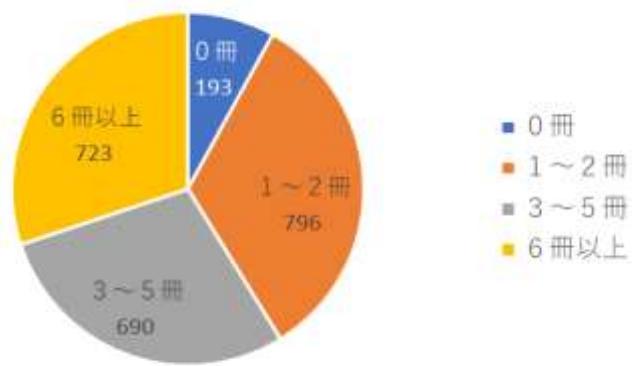
1. あなたの学年を教えてください。



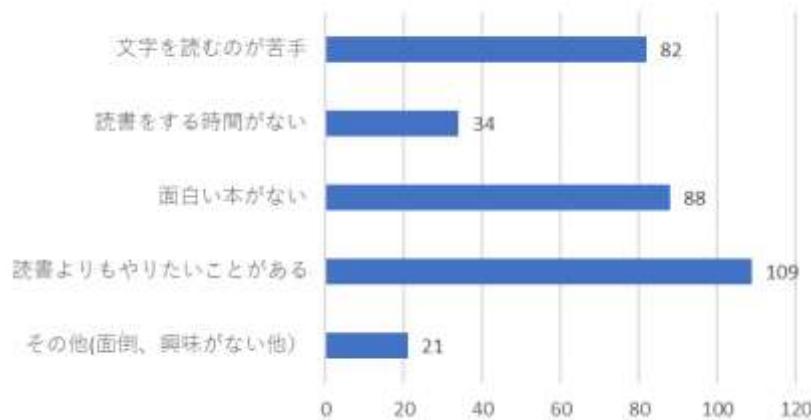
2. 本を読むことは好きですか。



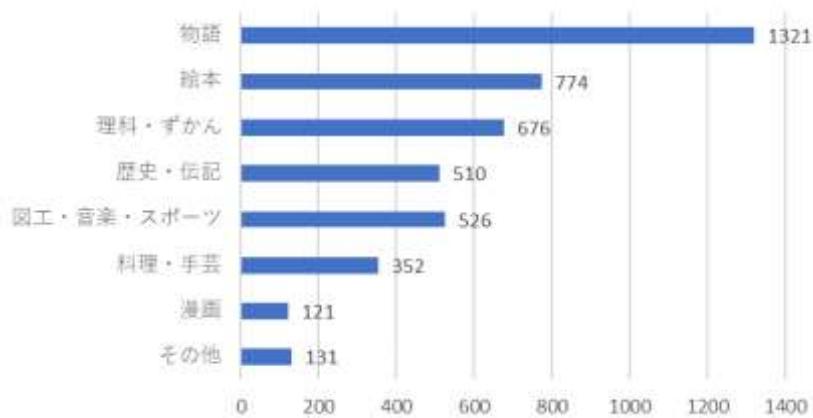
3. 1ヶ月に何冊本を読みますか。



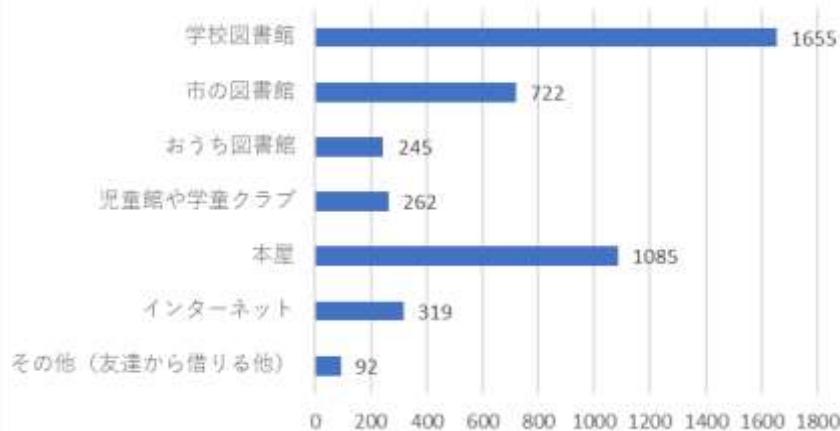
4. 本を読まない人にお聞きします。読まない理由は何ですか。 (2つ以上選んで可)



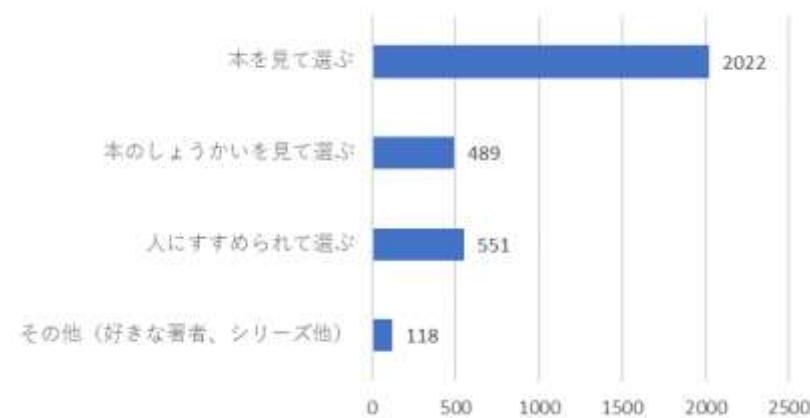
5. どのような本を読みますか。 (2つ以上選んで可)



6. 読みたい本をどこで手にしていますか。 (2つ以上選んで可)



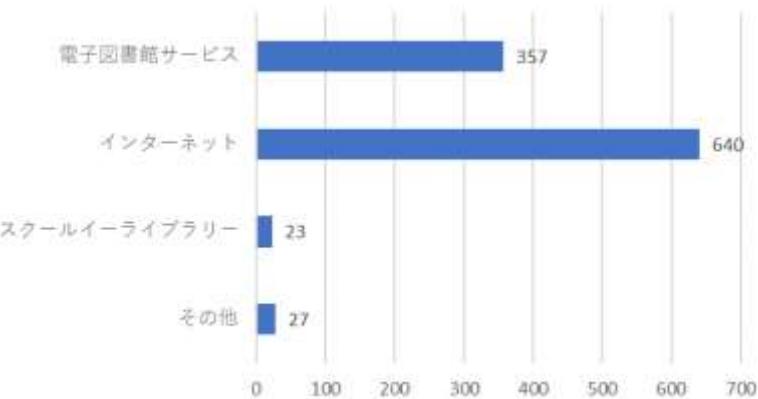
7. 本をどのように選びますか。 (2つ以上選んで可)



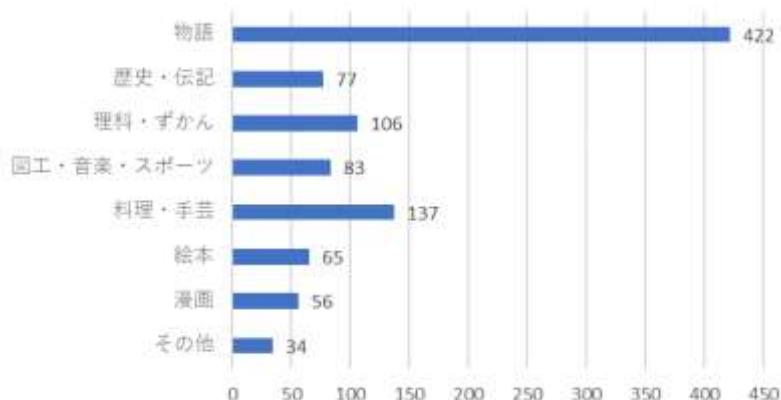
8. スマホやタブレット、パソコンで本を読んだことがありますか。



9. スマホやタブレット、パソコンで本を読んだことがある人は、どのような方法で読んでいますか。(2つ以上選んで可)

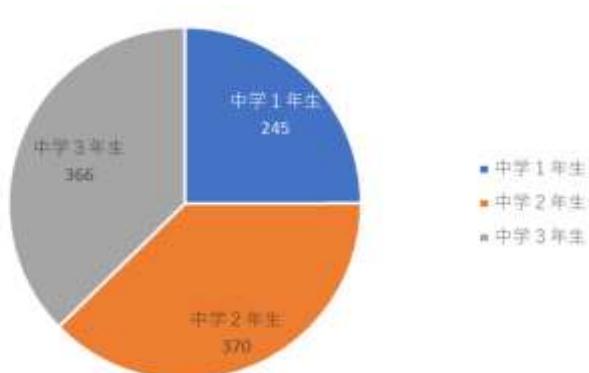


10. スマホやタブレット、パソコンで読むのは、どのような本ですか。(2つ以上選んで可)

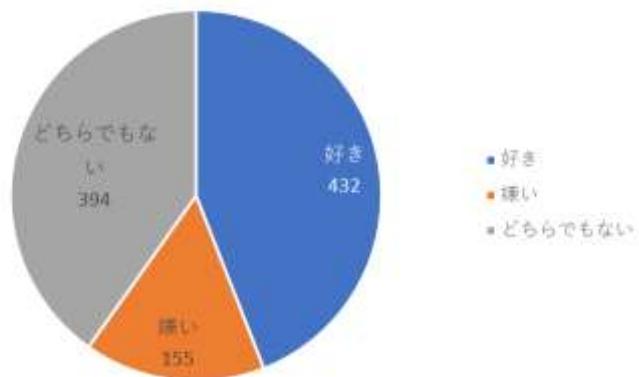


## (2) 中学生

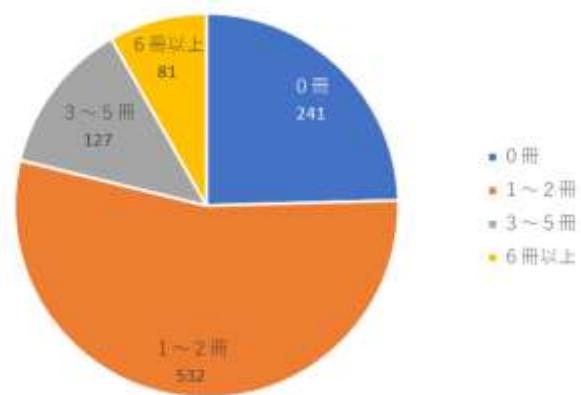
1. あなたの学年を教えてください。



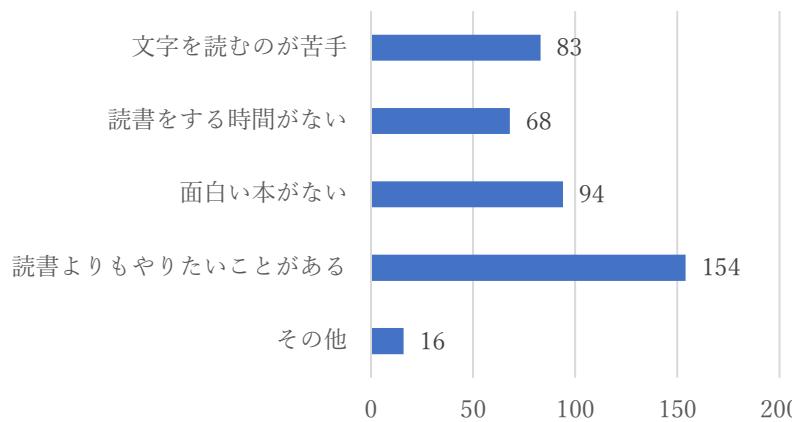
2. 読書は好きですか。



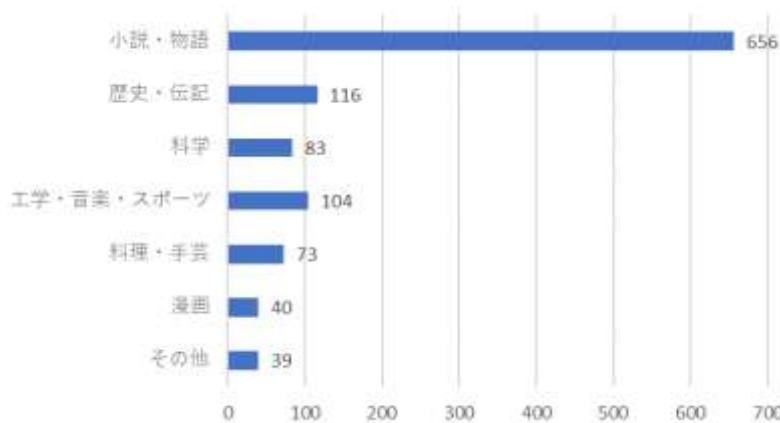
3. 1ヶ月に何冊本を読みますか。



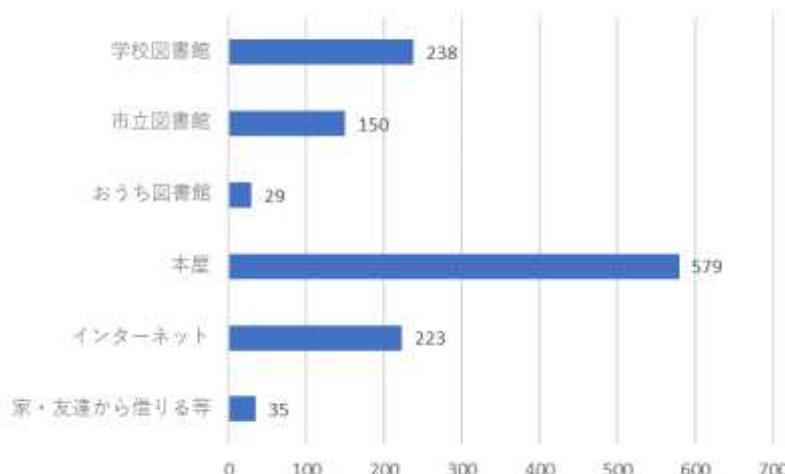
4. 本を読まない人にお聞きします。読まない理由は何ですか。 (複数回答可)



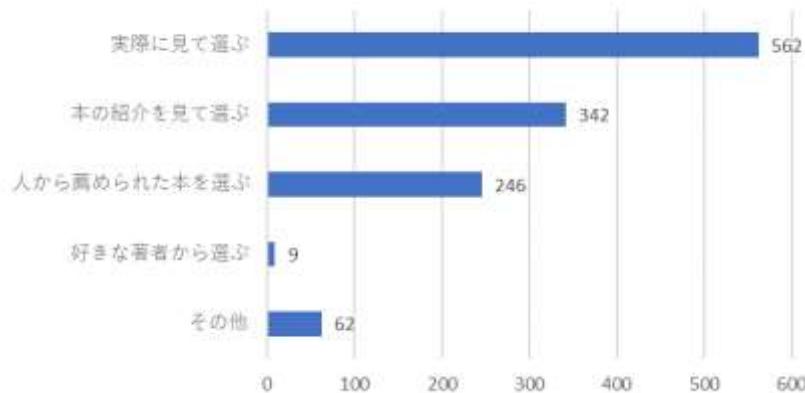
5. どのような本を読みますか。 (複数回答可)



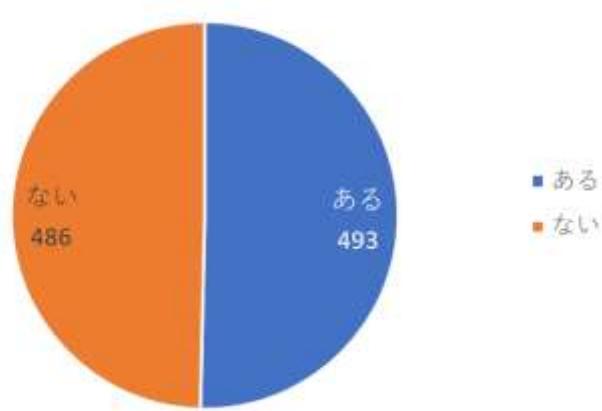
6. 読みたい本をどこで手にしていますか。 (複数回答可)



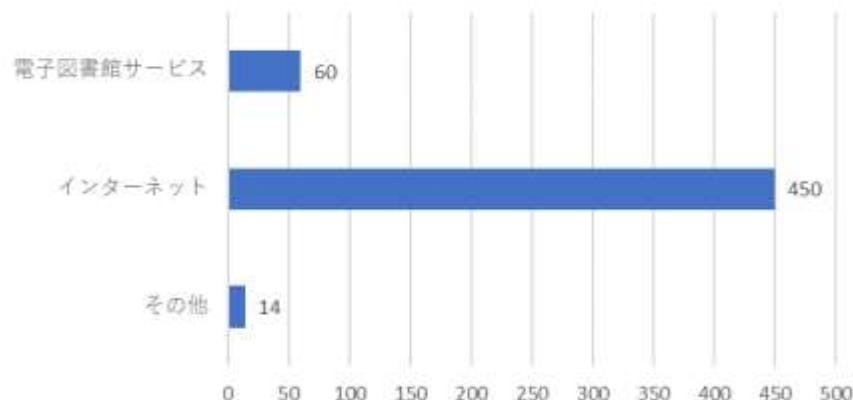
7. 本をどのように選びますか。 (複数回答可)



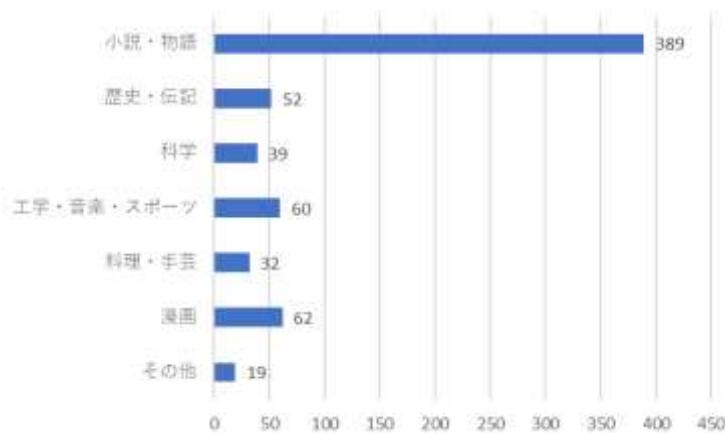
8. 電子書籍を読んだことがありますか。



9. 電子書籍をどのような方法で読んでいますか。 (複数回答可)

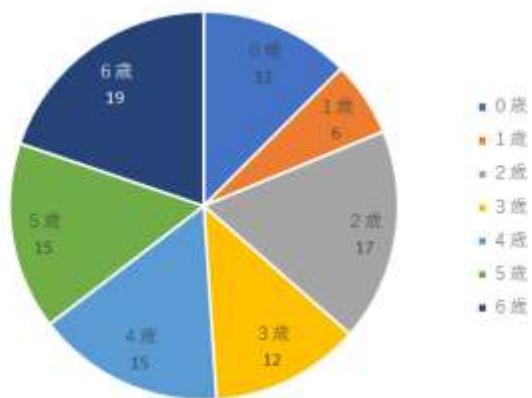


10. どのような電子書籍を読みますか。 (複数回答可)

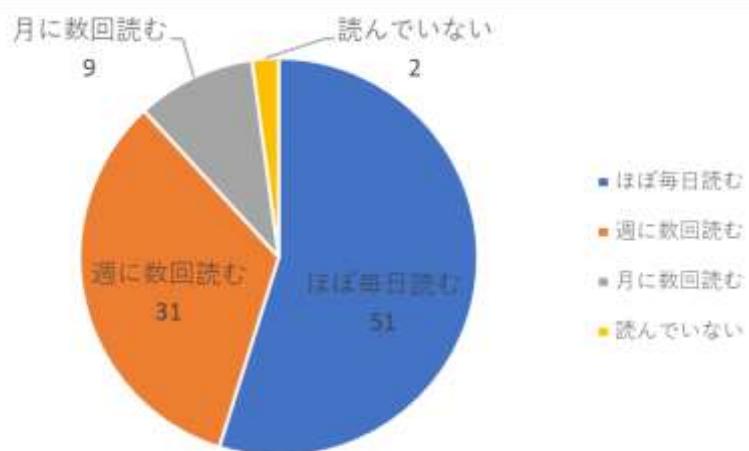


### (3) 未就学児の保護者

1. お子さんの年齢を教えてください。

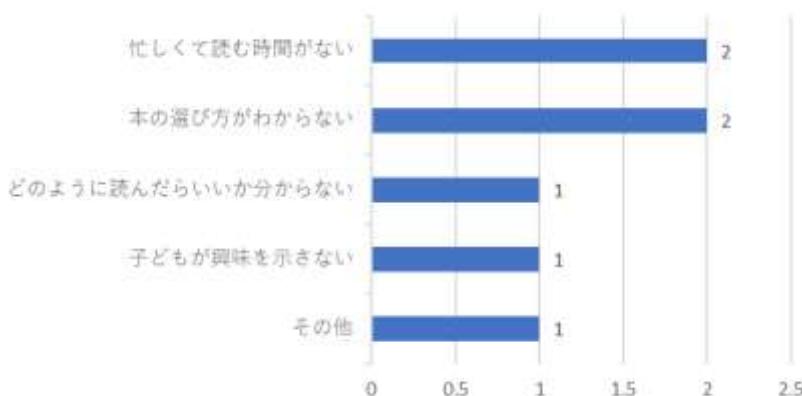


2. ご家庭でお子さんに読み聞かせをしていますか。

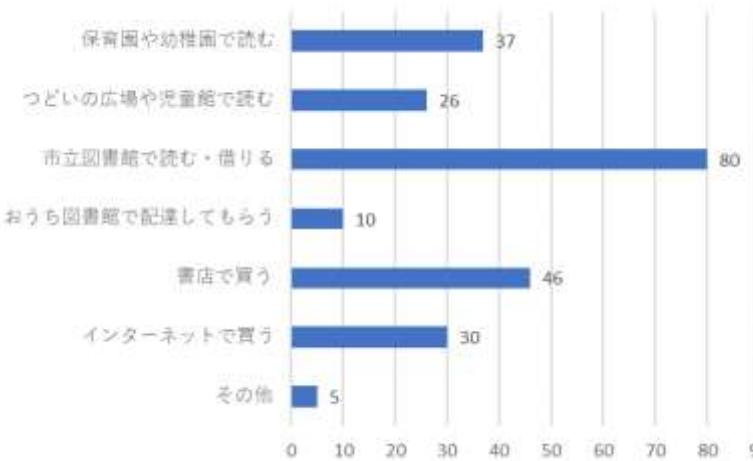


3. Q2で読んでいないを選択した方にお聞きします。読んでいない理由は何ですか。

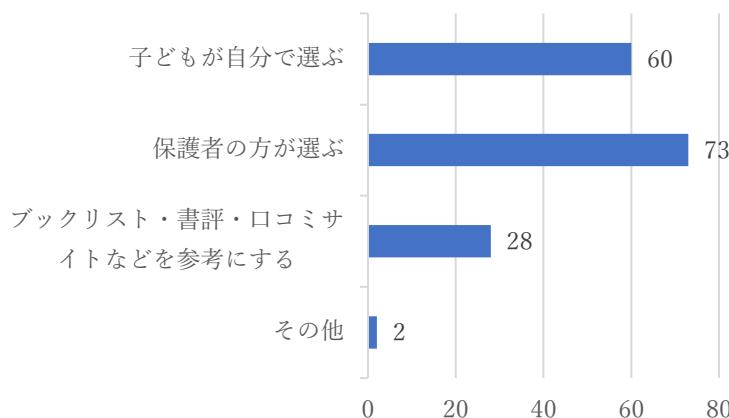
(複数回答可)



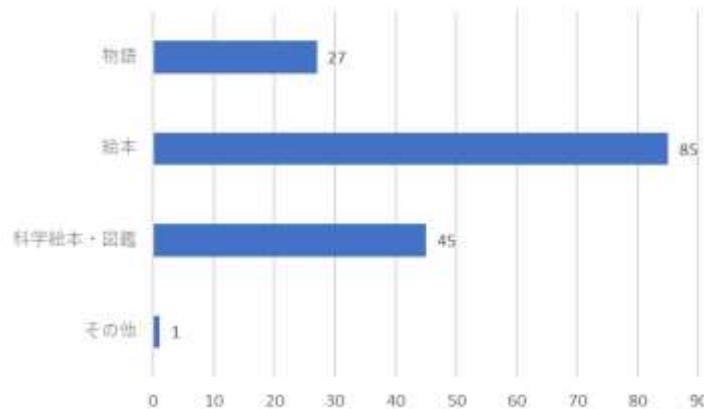
4. 本をどのような方法で手にしていますか。 (複数回答可)



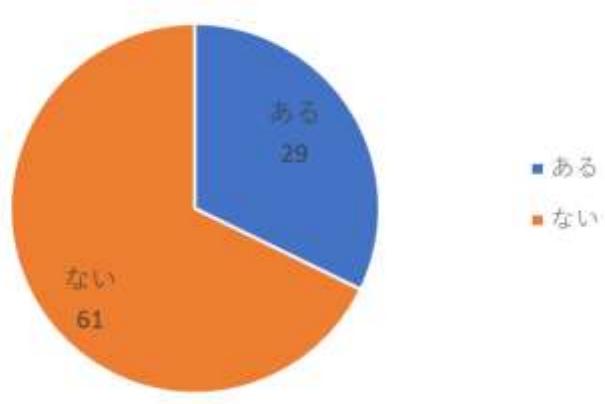
5. 本はどのように選びますか。 (複数回答可)



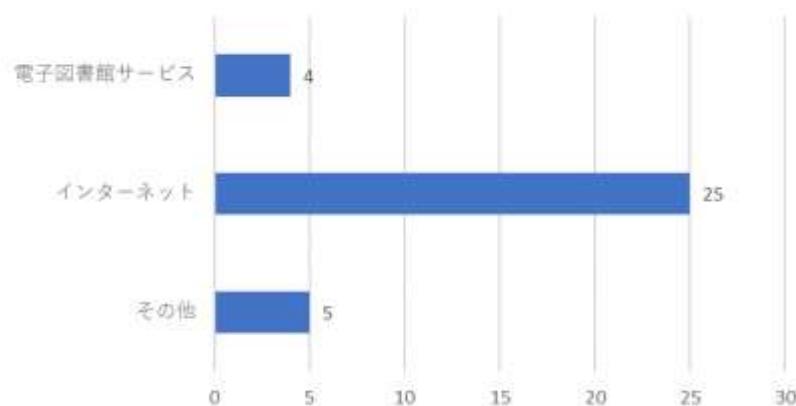
6. どのような本を読んでいますか。 (複数回答可)



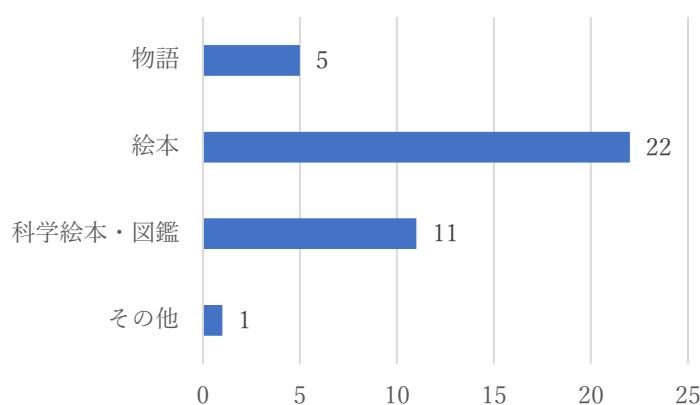
7. お子さんと電子書籍や絵本動画を見たことはありますか。



8. 電子書籍をどのような方法で見てていますか。 (複数回答可)



9. どのような電子書籍を読みますか。 (複数回答可)



＜資料6＞ 各公共施設の図書の所蔵状況

1 保育園(令和7年11月1日) (冊)

保育園名	種別		合計
	図書	紙芝居	
第1保育園	1,160	205	1,365
第3保育園	1,249	146	1,395
第7保育園	752	196	948
合計	3,161	547	3,708

2 学童クラブ(令和7年11月1日) (冊)

学童クラブ名	種別			合計
	図書	紙芝居	漫画	
梅園学童クラブ	220	65	660	945
清明小学童クラブ	448	47	489	984
四小学童クラブ	171	88	435	694
八小学童クラブ	263	76	637	976
七小学童クラブ	150	30	449	629
中清戸学童クラブ	250	60	980	1,290
芝山小学童クラブ	327	80	409	816
清瀬小学童クラブ	541	49	988	1,578
三小学童クラブ	436	52	577	1,065
十小学童クラブ	589	103	265	957
合計冊数	3,395	650	5,889	9,934

3 児童センター(令和7年11月1日) (冊)

種 別			合 計
図 書	漫 画	紙芝居	
1,657	1,269	22	2,948

4 つどいの広場(令和7年11月1日) (冊)

つどいの広場名称	種 別			合 計
	図 書	紙芝居	保護者向け 図書	
ころぼっくる つどいの広場	524	18	0	542
元町 つどいの広場	63	0	20	83
竹丘 つどいの広場	88	6	20	114
(おなが文庫)	70	0	0	70
野塩 つどいの広場	100	0	0	100
(おなが文庫)	100	0	0	100
下宿 つどいの広場	39	0	0	39
(おなが文庫)	50	0	0	50
梅園 つどいの広場	0	0	0	0
合 計 冊 数	1,034	24	40	1,098

\*おなが文庫 市立図書館からの団体貸出図書

## 5 小学校・中学校

### (1)所蔵冊数(令和7年3月31日)

学校名	クラス数(組)	所蔵数(冊)	図書標準の要整備冊数	充足率
清瀬小学校	21	12,697	10,960	115.8%
芝山小学校	12	9,297	7,960	116.7%
清瀬第三小学校	9	11,312	6,520	173.4%
清瀬第四小学校	9	10,009	6,520	153.5%
清瀬第六小学校	12	14,198	7,960	178.3%
清瀬第七小学校	10	10,061	7,000	143.7%
清瀬第八小学校	15	10,662	9,400	113.4%
清瀬第十小学校	18	11,983	10,360	115.6%
清明小学校	12	10,094	7,960	126.8%
小学校合計	118	100,313	74,640	134.3%
清瀬中学校	9	10,500	9,040	116.2%
清瀬第二中学校	12	13,377	10,720	124.8%
清瀬第三中学校	10	9,542	9,600	99.4%
清瀬第四中学校	9	10,487	9,040	116.0%
清瀬第五中学校	9	10,662	9,040	117.9%
中学校合計	49	54,568	47,440	115.0%
合計数	167	154,881	122,080	126.9%

(2) 学校図書館図書標準

ア 小学校

(冊)

学級数	蔵書数
1	2,400
2	3,000
3～6	3,000 + 520 × (学級数 - 2)
7～12	5,080 + 480 × (学級数 - 6)
13～18	7,960 + 400 × (学級数 - 12)
19～30	10,360 + 200 × (学級数 - 18)
31～	12,760 + 120 × (学級数 - 30)

イ 中学校

(冊)

学級数	蔵書数
1～2	4,800
3～6	4,800 + 640 × (学級数 - 2)
7～12	7,360 + 560 × (学級数 - 6)
13～18	10,720 + 480 × (学級数 - 12)
19～30	13,600 + 320 × (学級数 - 18)
31～	17,440 + 160 × (学級数 - 30)

6 図書館(令和7年11月1日)

(冊)

図書館名	一般書	児童書	合計	児童書の割合
元町こども図書館	417	31,674	32,091	98.7%
駅前図書館	84,159	13,952	98,111	14.2%
書庫	131,351	97,528	228,879	42.6%
合計冊数	215,927	143,154	359,081	39.9%

7 全施設所蔵児童書の合計数

(冊)

公立保育園	学童クラブ	児童センター	つどいの広場	小学校中学校	図書館	合計
3,708	9,934	2,948	1,098	122,080	143,154	282,922

<資料7> 取組一覧

1 地域や家庭における取組	
(1) 公立保育園における取組	【福祉子ども部子育て支援課】
① 読み聞かせ	
② 図書コーナーの整備	
(2) 学童クラブにおける取組	【教育部生涯学習スポーツ課】
① 市立図書館との連携による図書の貸出活用	
② 読み聞かせ活動の継続と発展	
③ 図書コーナーの整備と読書環境の充実	
(3) 児童センターにおける取組	【教育部生涯学習スポーツ課】
① 乳幼児からの読書環境づくりの推進	
② 地域との協働による読書活動の拡充	
(4) つどいの広場における取組	【福祉子ども部子ども家庭支援センター】
① 「つどいの広場」での読み聞かせ	
② 「つどいの広場」での読書環境の整備	
2 学校における取組	
【教育部教育指導課・公立小中学校】	
① 学校図書館図書整備計画	
② 学校図書館運営支援員による取組	
③ 地域との連携	
④ 読書活動の取組	
⑤ 学校図書館システムによる取組	
⑥ 市立図書館との連携	
⑦ 調べ学習の促進	

### 3 図書館における取組

【教育部図書館】

- ① 資料の収集による取組
- ② ブックスタート事業による取組
- ③ 児童サービス事業による取組
- ④ 読書活動や図書館利用がしにくい子供への取組
- ⑤ 図書館広報事業による取組
- ⑥ 学校支援事業による取組
- ⑦ 児童関連施設支援事業による取組
- ⑧ 読書や学習機会の拡充
- ⑨ ティーンズサービスの拡充